

白井市まちづくり条例施行規則（抜粋）

（近隣住民等の範囲）

第2条 条例第2条第8号の規則で定める範囲は、別表第1に定めるものとする。

（説明事項）

第11条 条例第30条第1項の規則で定める事項は、別表第2に定めるものとする。

2 条例第30条第3項の規定による報告は、報告書（別記第12号様式）により行うものとする。

別表第1（第2条関係）

開発事業の区分		近隣住民等の範囲
条例第25条第1項第1号に規定する開発事業	事業施行面積が3,000平方メートル以上の場合	(1) 開発事業区域の境界から水平距離50メートル (2) 建築物により冬至日の午前9時から1時間ごとに午後3時までの各時刻に平均地盤面に日影を生じさせる範囲（当該建築物の高さが10メートルを超える場合に限り。） (3) 建築物によりテレビジョン放送の電波の受信障害の影響を受けるおそれのある敷地（当該建築物の高さが、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域にあっては10メートル、それ以外の地域にあっては15メートルを超える場合に限り。） (4) 建築物の敷地境界から当該建築物の高さの2倍の水平距離

別表第2（第11条第1項関係）

（一部改正〔令和4年規則15号〕）

開発事業の区分	説明事項
条例第25条第1項第1号 に規定する開発事業	<ol style="list-style-type: none"> 1 位置 2 区域 3 事業内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 事業施行面積 (2) 建物用途 (3) 建築物の規模 (4) 建築物の配置 (5) 建築物の戸数又は区画数 (6) 切土盛土に関すること。 (7) 道路に関すること。 (8) 上水道及び下水道（雨水を含む。）に関すること。 (9) 日影に関すること。 (10) テレビジョン放送の電波の受信障害に関すること。 (11) 環境配慮に関すること。 4 工事車両経路 5 工事期間 6 事業者 7 工事施行者 8 事業者及び工事施行者の連絡先